

## 労働者にとっての働き方の改革を！③ 「改正労基法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ！

「改正労働基準法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ（『申第34号』）について、要求3項目と要求の根拠を、前回に引き続き明らかにします。

3. 乗務員の泊まり勤務の出勤時間は、在宅休養時間を確保するため、**10時以降にすること。**



出勤時刻が朝早いと、地域によっては激しい混雑である通勤ラッシュの中、職場に出てくることになり、乗務前からの疲労が蓄積されます。そのような体調で労働に就くと、**疲労困憊（こんぱい）**になり、**業務上の安全確保に支障をきたす恐れがあります。**

また、前日に大きな輸送障害に当たってしまい、所定の退出時刻より大幅に遅れて勤務が終了し、翌日の出勤時刻が早朝だとしたら、交番月の乗務員でも在宅休養時間は確保できず、十分な休養を取ることはできません。

鉄道会社として、通勤時間帯の混雑緩和は重要な課題です。その鉄道会社が、あえて通勤ラッシュに合わせた出勤時刻を設定しなくても良いのではないのでしょうか。

従って、乗務員の出勤時刻を少しずらすことにより、通勤時間帯の混雑による乗務員の余計な疲労感は生まれず、**安全運行を確保**する余裕ができます。また、十分な在宅休養時間も確保でき、**出勤遅延防止**に繋がると考えられます。